

静岡学園高等学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この高等学校は、静岡学園高等学校という。

(位 置)

第2条 静岡学園高等学校は、静岡市葵区東鷹匠町25番地に置く。

(目 的)

第3条 静岡学園高等学校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、建学の精神を生活指導の根本として、中学校における教育の基礎のうえに心身の発達に応じて高等学校の教育を施すことを目的とする。

2 21世紀にあつて、平和で豊かな社会を創造し、真摯に社会に貢献しようとする態度と使命感を養う必要がある。そのために、単なる知識の習得にとどまらない、教養を科学する【自ら考え・論理的に分析し・様々な教養を統合する】力を養うを通して、課題解決能力と新たな知を創造する力と態度を育成する。この目的達成のため教養科学科を設置する。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

第4条 課程、学科、定員及び修業年限並びに入学資格は、次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総定員	修業年限	入学資格
全日制課程	教養科学科	360人	1,080人	3年	中学校卒業

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、次の3学期とする。ただし、特別の理由があるときは、校長は、各学期の期間を変更することができる。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 第2・第4・第5土曜日
- (4) 夏期休業 7月20日から9月10日までの間において校長が定める期間
- (5) 冬期休業 12月22日から翌年1月6日までの間において校長が定める期間
- (6) 春期休業 3月22日から4月6日までの間において校長が定める期間
- (7) その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程及び授業時数)

第8条 教育課程及び授業時数は、別表1から別表4までのとおりとする。

第4章 各学年の課程の修了及び卒業の認定

(単位の認定)

第9条 教科、科目の単位の修得は、生徒の出席状況及び平素の成績を評価してこれを認定する。

(各学年の課程の修了及び卒業の認定)

第10条 各学年の課程の修了または卒業は、所定の単位を修了した者について平素の性行を考慮してこれを認定する。

(証書の授与)

第11条 校長は、全課程を修了したと認めた者には卒業証書を与える。

第5章 入学、退学、転学、休学及び留学

(入学)

第12条 入学しようとする者は、学校所定の手続きをしなければならない。

(退学及び転学)

第13条 退学または転学しようとする者は、その理由を付して保護者等と連署のうえ願出なければならない。

(休学)

第14条 校長は、病気その他やむを得ない理由により引続き1か月欠席し、なお、2か月以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、1年以内に限り、休学を許可することができる。

2 校長は、教育上必要があると認めるときは1年以内に限り、休学を命ずることができる。ただし、結核性疾患による場合は、この期限を2年まで延長することができる。

(留学)

第14条の2 外国の高等学校に留学しようとする者は、留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第5条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了または卒業を認めることができる。

第6章 職員組織

(職員組織)

第15条 職員組織に関しては、学校教育法、学校図書館法、学校保健法等の規定に従い、別にこれを定める。

第7章 入学検定料、納付金

(入学検定料)

第16条 入学を志願する者は、入学検定料17,000円を納入しなければならない。

(入学に要する費用)

第17条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次のとおり納入しなければならない。

入 学 金 100,000円

施設設備費 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、本学園中学校からの入学者については、所定の期日までに入学金50,000円及び施設設備費80,000円を納入しなければならない。

3 校長は、前2項の入学金等を期限内に納入しない者に対し、入学許可を取り消すことができる。

(授業料等納付金)

第18条 前条に掲げるもの以外の納付金については、次のとおりとし、指定期日までに、納入しなければならない。

区 分	単 位	金 額	摘 要
授 業 料	月額	45,000円	
図 書 費	〃	200円	
諸 費	〃	350円	

- 2 前項の納付金を期限内に納入しないときは、遅滞なく期限を付して督促するものとする。
- 3 校長は、前項の督促をしてもなお授業料等納付金を納入しないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止または除籍することができる。
- 4 校長は、特別の事情があると認めた者には授業料を減免することができる。
- 5 校長は、学力操行ともに優秀な生徒を特待生とすることができる。特待生に関する規程は、別に定める。

(退学または転学の場合の授業料)

第18条の2 月の中で退学または転学しようとする者は、当該月分の前条第1項に規定する授業料等納付金を指定する期日までに、納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第18条の3 休学を許可され、または命ぜられた者は、休学期間中の第18条第1項に規定する授業料等納付金のうち、授業料を指定する期日までに、納入しなければならない。

(返 還)

第19条 既に納付した入学検定料、入学金、施設設備費及び授業料等納付金は、返還しない。ただし、校長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第20条 校長は、他の生徒の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第21条 校長は、教育上必要であると認めた場合には、生徒に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 学則の改正

(学則の改正)

第22条 この学則の改正は、総務委員会並びに学校法人新静岡学園評議員会及び理事会の議決を経て行う。

第10章 雑 則

(雑 則)

第23条 この学則の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

昭和41年5月25日改正

昭和42年10月1日改正

昭和44年9月27日改正

昭和45年8月20日改正（理数科新設）

昭和48年4月1日改正

昭和49年4月1日より改正

昭和50年4月1日より改正

昭和51年4月1日より改正

昭和52年4月1日より改正

昭和53年4月1日より改正

昭和55年4月1日より改正

昭和56年4月1日より改正

昭和57年4月1日より改正

昭和58年4月1日より改正

昭和59年4月1日より改正

昭和60年4月1日より改正

昭和61年4月1日より改正

昭和61年8月5日改正

昭和62年1月24日改正

昭和63年12月24日改正

平成元年4月1日改正

- 2 第4条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和63年度までの定員は、次のとおりとする。

昭和62年度	理数科	255人
	普通科	690人
	商業科	750人
昭和63年度	理数科	300人
	普通科	645人
	商業科	750人

- 3 第4条及び前項の規定にかかわらず、入学定員及び総定員は、入学定員にあつては昭和62年度から平成2年度までの間、総定員にあつては昭和62年度から平成4年度までの間においては、次のとおりとする。

(1) 入学定員

	62	63	元	2
理数科	115	115	150	115
普通科	212	212	225	212
商業科	250	250	250	250
計	577	577	625	577

(2) 総定員

	62	63	元	2	3	4
理数科	255	300	380	380	380	345
普通科	702	669	649	649	637	612
商業科	750	750	750	750	750	750
計	1,707	1,719	1,779	1,779	1,767	1,707

附 則（平成元年12月16日改正）

- 1 この学則の変更は、第16条（入学検定料）、第17条第1項ただし書き（併願手数料の納入）及び附則第2項（併願手数料の削除）に係る部分については平成2年度以降に入

学しようとする者から、第18条（授業料等納付金）第1項別表に係る部分については平成2年度以降に在学する者から、第18条の2（退学または転学の場合の授業料）及び第18条の3（休学の場合の授業料）を加える部分については平成2年度以降に退学、転学または休学しようとする者からそれぞれ適用する。

2 手数料等徴収規程（昭和63年9月17日制定）の一部を次のように改正する。

別表2（併願手数料）を削る。

附 則（平成2年12月18日改正）

1 この学則の変更のうち、第17条（入学に要する費用）第2項に係る変更については、平成3年度以降に本学園中学校から本学園高等学校に入学する者から適用する。ただし、「施設拡充費 30,000円」とあるのは、平成3年度に入学する者については「施設拡充費 10,000円」と、平成4年度に入学する者については「施設拡充費 20,000円」と読み替えて適用する。

2 この学則の変更のうち、第18条（授業料等納付金）第1項の表に係る変更については、平成3年度以降に在学する者から適用する。

附 則（平成4年8月10日改正）

1 この学則の変更は、平成5年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条及び前項の規定にかかわらず、平成5年度及び平成6年度については、次のとおり読み替えて適用する。

[平成5年度]

課 程	学 科	定 員	修業年限	入 学 資 格
全日制課程	理 数 科	480人	3年	中学校卒業程度
全日制課程	普 通 科	715人	3年	同 上
全日制課程	商 業 科	500人	3年	同 上

[平成6年度]

課 程	学 科	定 員	修業年限	入 学 資 格
全日制課程	理 数 科	615人	3年	中学校卒業程度
全日制課程	普 通 科	830人	3年	同 上
全日制課程	商 業 科	250人	3年	同 上

3 改正後の第18条第1項の表及び附則第1項の規定にかかわらず、平成5年度及び平成6年度については、「普通科経営情報コース・国際教養コース第3年次のみ」とあるのは、「商業科第3年次のみ」と読み替えて適用する。

4 改正後の別表第3の規定及び附則第1項の規定にかかわらず、平成5年度現在商業科に在籍する者については、改正前の「商業科教育課程」の規定を適用する。

附 則（平成4年12月16日改正）

この学則の変更は、平成5年度以降に在学する者から適用する。

附 則（平成5年3月15日改正）

この学則の変更は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年11月22日改正）

この学則の変更は、平成7年度以降に在学する者から適用する。

附 則（平成7年5月30日改正）

この学則の変更は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成7年6月26日改正）

この学則の変更は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年2月24日改正）

この学則の変更は、平成9年度以降に在学する者から適用する。

附 則（平成10年1月12日改正）

この学則の変更は、平成10年度以降に入学する者から適用する。

附 則（平成10年11月25日改正）

この学則の変更は、第17条（入学に要する費用）第1項に係る部分については平成11年度以降に入学する者から、第18条（授業料等納付金）第1項に係る部分については平成11年度以降に在学する者からそれぞれ適用する。

附 則（平成13年9月26日改正）

この学則の変更は、平成13年11月1日から施行する。ただし、第7条の変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月28日改正）

この学則の変更は、平成14年1月1日から施行し、平成14年度に入学しようとする者から適用する。

附 則（平成14年11月27日改正）

- 1 この学則の変更は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この変更の施行日前に在籍する生徒については、なお従前の例による。

附 則（平成18年5月24日改正）

- 1 この学則の変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び前項の規定にかかわらず、平成19年度及び平成20年度については、

次のとおり読み替えて適用する。

[平成19年度]

課 程	学 科	定 員	修業年限	入 学 資 格
全日制課程	理 数 科	740人	3年	中学校卒業程度
全日制課程	普 通 科	910人	3年	同 上

[平成20年度]

課 程	学 科	定 員	修業年限	入 学 資 格
全日制課程	理 数 科	730人	3年	中学校卒業程度
全日制課程	普 通 科	875人	3年	同 上

附 則（平成19年1月24日改正）

この学則の変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月11日改正）

この学則の変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月26日）

- 1 この学則の変更は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条（目的）、第4条（課程、学科、定員、修業年限及び入学資格）、第16条（入学検定料）、第17条（入学に要する費用）、第18条（授業料等納付金）、第19条（返還）及び別表1から別表6の教育課程については、平成23年度以降に入学する者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度については、次のとおり読み替えて適用する。

[平成23年度]

課 程	学 科	定 員	修業年限	入 学 資 格
全日制課程	教養科学科	360人	3年	中学校卒業程度
全日制課程	理 数 科	480人	3年	同 上
全日制課程	普 通 科	560人	3年	同 上

[平成24年度]

課 程	学 科	定 員	修業年限	入 学 資 格
全日制課程	教養科学科	720人	3年	中学校卒業程度
全日制課程	理 数 科	240人	3年	同 上
全日制課程	普 通 科	280人	3年	同 上

附 則（平成23年 3 月23日改正）

この学則の変更は、平成23年度以降に入学する者から適用する。

附 則（平成23年12月 9 日改正）

この学則の変更は、平成24年度入学する者に適用する。

附 則（平成25年 3 月27日改正）

この学則の変更は、平成25年度入学する者から適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（平成27年 3 月25日改正）

この学則の変更は、平成27年度入学する者から適用する。

附 則（令和元年 9 月25日改正）

この学則の変更は、令和 2 年度以降に入学する者から適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（令和元年12月 6 日改正）

この学則の変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月30日改正）

この学則の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月29日改正）

この学則の変更は、令和 4 年度以降に入学する者から適用し、令和 3 年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月30日改正）

この学則の変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月27日改正）

この学則の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月26日改正）

1 この学則の変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 から別表 4 の改正については、令和 6 年度以降に入学した者から適用し、令和 5 年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

2 この学則の変更のうち、第16条（入学検定料）、第17条（入学に要する費用）及び第18条（授業料等納付金）の改正については、令和 8 年度以降に入学する者から適用し、令和 7 年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

別表1 (第8条)

教養科学科 I 系 (探究文系)

(2025年度入学生)

教科	科 目	標 準	第1学年	第2学年	第3学年	計
国語	現代の国語	2	2			2
	言語文化	2	3			3
	古典探究	4		3	3	6
地理 歴史	地理総合	2	2			2
	地理探究	3		4	5	0・9
	歴史総合	2	2			2
	日本史探究	3		4	5	0・9
	世界史探究	3		4	5	0・9
公民	公 共	2		2		2
	倫 理	2			4	0・4
	政治・経済	2			4	0・4
数学	数 学 II	4		4		4
	数 学 B	2		2		2
	数 学 C	2			5	5
理科	物 理 基 礎	2	2			2
	生 物 基 礎	2	2			2
保健 体育	体 育	7~8	3	2	2	7
	保 健	2	1	1		2
芸 術	音 楽 I	2	2			0・2
	美 術 I	2	2			0・2
	書 道 I	2	2			0・2
外国語	英語コミュニケーション I	3	3			3
家庭	家 庭 基 礎	2		2		2
教養科学	国 語 探 究	6		3	3	6
	理 数 数 学 I	6	6			6
	教 養 理 科	6		3	3	6
	英 語 探 究 I	2	2			2
	英 語 探 究 II	6		6		6
	英 語 探 究 III	6			6	6
	情報教養テクノロジー	2	2			2
	国 際 日 本	1		1		1
必 修 科 目 単 位 数 計			20	16	10	46
選 択 必 修 科 目 単 位 数 計			2	4	9	15
学 校 必 修 科 目 単 位 数 計			10	13	12	35
学 校 選 択 必 修 科 目 単 位 数 計						
総 合 的 な 探 究 の 時 間			1	1		2
単 位 時 間 数 合 計			33	34	31	98
内 専 門 教 科 目 単 位 数 合 計			10	13	12	35
ホ ー ム ル ー ム 活 動			1	1	1	3

(注) ・ [から1科目選択 ・ はまたはの意
 ・ 「情報教養テクノロジー」は「情報I」の代替科目である。
 ・ 「理数数学I」は「数学I」を含む理数科の科目、「教養理科」は「化学基礎」を含む専門科目である。

教養科学科Ⅱ系 (探究理系)

(2025年度入学生)

教科	科目	標準	第1学年	第2学年	第3学年	計
国語	現代の国語	2	2			2
	言語文化	2	3			3
	論理国語	4		2	3	5
	古典探究	4		2	2	4
地理 歴史	地理総合	2	2			2
	地理探究	3		3		3
	歴史総合	2	2			2
	地理総合演習	1			1	0・1
	地理探究演習	3			3	0・3
公民	公共	2		2		2
	倫理	2			3	0・3
	政治・経済	2			3	0・3
	公共演習	2			2	0・2
数学	数学Ⅱ	4		4		4
	数学Ⅲ	3			5	5
	数学B	2		2		2
	数学C	2			3	3
理科	物理基礎	2	2			2
	物理	4		3	4	0・7
	生物基礎	2	2			2
	生物	4		3	4	0・7
保健 体育	体育	7~8	3	2	2	7
	保健	2	1	1		2
芸術	音楽Ⅰ	2	2			0・2
	美術Ⅰ	2	2			0・2
	書道Ⅰ	2	2			0・2
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3			3
家庭	家庭基礎	2		2		2
教養科学	理数数学Ⅰ	6	6			6
	理数化学	8		4	4	8
	英語探究Ⅰ	2	2			2
	英語探究Ⅱ	6		6		6
	英語探究Ⅲ	6			6	6
	情報教養テクノロジー	2	2			2
	教養情報数学	1			1	1
必修科目単位数計			20	20	15	55
選択必修科目単位数計			2	3	7	12
学校必修科目単位数計			10	10	11	31
学校選択必修科目単位数計						
総合的な探究の時間			1	1		2
単位時間数合計			33	34	33	100
内専門教科目単位数合計			10	10	11	31
ホームルーム活動			1	1	1	3

- (注) ・ [から1科目選択 ・ はまたはの意
 ・ 「情報教養テクノロジー」は「情報Ⅰ」の代替科目である。
 ・ 「理数数学Ⅰ」は「数学Ⅰ」を、「理数化学」は「化学基礎」を含む理数科の科目である。

教養科学科Ⅲ系 (人文・社会系)

(2025年度入学生)

教科	科目	標準	第1学年	第2学年	第3学年	計
国語	現代の国語	2	2			2
	言語文化	2	3			3
	古典探究	4		2	2	4
	国語演習	2			2	0・2
地理 歴史	地理総合	2	2			2
	地理探究	3		4	5	0・9
	歴史総合	2	2			2
	日本史探究	3		4	5	0・9
	世界史探究	3		4	5	0・9
	地歴演習	2			2	0・2
公民	公共	2		2		2
	倫理	2			3	0・3
	政治・経済	2			3	0・3
数学	数学Ⅱ	4		4		4
	数学C	2		1		1
	文系数学演習X	2			2	0・2
	文系数学演習Y	4			4	0・4
理科	物理基礎	2	2			2
	化学基礎	2		2		2
	生物基礎	2	2			2
	理科演習	4			4	0・4
保健 体育	体育	7~8	3	2	3	8
	保健	2	1	1		2
芸術	音楽Ⅰ	2	2			0・2
	美術Ⅰ	2	2			0・2
	書道Ⅰ	2	2			0・2
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3			3
	英語演習	2			2	0・2
家庭	家庭基礎	2		2		2
教養科学	国語探究	6		3	3	6
	理数数学Ⅰ	6	6			6
	英語探究Ⅰ	2	2			2
	英語探究Ⅱ	6		6		6
	英語探究Ⅲ	6			6	6
	情報教養テクノロジー	2	2			2
国際日本	1		1		1	
必修科目単位数計			20	16	5	41
選択必修科目単位数計			2	4	8	14
学校必修科目単位数計			10	10	9	29
学校選択必修科目単位数計					8	8
総合的な探究の時間			1	1		2
単位時間数合計			33	31	30	94
内専門教科目単位数合計			10	10	9	29
ホームルーム活動			1	1	1	3

- (注) ・ [から1科目選択 ・ はまたはの意
 ・ 「情報教養テクノロジー」は「情報Ⅰ」の代替科目である。
 ・ 「理数数学Ⅰ」は「数学Ⅰ」を含む理数科の科目である。

別表4 (第8条)

教養科学科IV系 (物性・生命系)

(2025年度入学生)

教科	科目	標準	第1学年	第2学年	第3学年	計
国語	現代の国語	2	2			2
	言語文化	2	3			3
	論理国語	4		2	2	4
	古典探究	4		②	②	0・4
地理 歴史	地理総合	2	2			2
	地理探究	3		3		3
	歴史総合	2	2			2
	地理総合演習	1			1	0・1
	地理探究演習	3			3	0・3
公民	公 共	2		2		2
	倫 理	2			3	0・3
	政治・経済	2			3	0・3
	公共演習	2			2	0・2
数学	数 学 II	4		4		4
	数 学 III	3			5	0・5
	数 学 B	2		2		2
	数 学 C	2			3	3
	理数数学演習	5			5	0・5
理科	物 理 基礎	2	2			2
	物 理	4		3	4	0・7
	生 物 基礎	2	2			2
	生 物	4		3	4	0・7
保健 体育	体 育	7~8	3	2	2	7
	保 健	2	1	1		2
芸 術	音 楽 I	2	2			0・2
	美 術 I	2	2			0・2
	書 道 I	2	2			0・2
外国語	英語コミュニケーションI	3	3			3
家庭	家 庭 基礎	2		2		2
教養科学	理数数学I	6	6			6
	理数化学	8		4	4	8
	英語探究I	2	2			2
	英語探究II	6		6		6
	英語探究III	6			6	6
	情報教養テクノロジー	2	2			2
教養情報数学	1			1	1	
必修科目単位数計			20	18	7	45
選択必修科目単位数計			2	3	12	17
学校必修科目単位数計			10	10	11	31
学校選択必修科目単位数計						
自由選択科目単位数計				2	2	4
総合的な探究の時間			1	1		2
単位時間数合計			33	32・34	30・32	95・99
内専門教科目単位数合計			10	10	11	31
ホームルーム活動			1	1	1	3

- (注) ・ [から1科目選択 ○は自由選択 ・はまたはの意
・「情報教養テクノロジー」は「情報I」の代替科目である。
・「理数数学I」は「数学I」を、「理数化学」は「化学基礎」を含む理数科の科目である。